

# 幕張新都心における自動運転車両走行環境適正調査業務委託 仕様書

## 1 委託業務名

---

幕張新都心における自動運転車両走行環境適正調査業務委託

## 2 趣旨・目的

---

本調査業務は、幕張新都心における自動走行システムを活用した新たな移動サービスの実現に向け、幕張新都心内の車道において、自動運転車両の走行環境の適正調査を実施し、自動走行に適したルートを選定やインフラ整備の必要性等を検証するものである。

## 3 委託期間

---

契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで

## 4 業務内容

---

### (1) 道路環境等の現況調査

別紙「調査対象道路」に提示する道路（独自に追加の提案も可能）及びその周辺の道路環境等の現況について、車線数、歩車分離の状況、白線の状況、交差点の状況（右左折レーンの有無など）、信号機の位置・種類（右折信号等の有無など）等の自動運転に影響を与えると考えられる道路環境の調査（調査結果は地図等に整理すること）を行うこと。

### (2) 自動走行システムを活用した移動サービスの社会実装の検討

(1)の結果を踏まえ、自動走行システムを活用した移動サービスの社会実装に向けて必要な環境整備の提案を行うこと。

①インフラ整備の必要性の提案（必ず整備が必要などの評価を含む）

②歩行者や一般車両との共存に関する提案

③信号機協調に関する手法の提案

④自動走行システムを活用した移動サービスの実現度や優先度（社会実装しやすいルート）の提案

なお、社会実装する自動走行システム等は以下を想定すること。

#### 【想定される自動走行システム等】

- ・ LiDAR や GNSS、ジャイロセンサ、カメラ認識等により自己位置を推定し、障害物検知や信号機認識等を行う自動走行システムを想定
- ・ システムを搭載する車両は、小型～中型のバス車両を想定

## 5 その他運営上の要件

---

### (1) 実施体制

実施体制には、総括責任者及び業務実施責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

### (2) 契約後の業務

契約に当たっては、選定された企画提案内容をもとに、委託業務の細部について千葉市と協議を行うこと。なお、協議の結果、委託業務の一部が変更となる場合がある。

### (3) 情報の提供

千葉市は、契約締結後に、必要に応じてこれまでに蓄積した基礎データ等を受注者に開示できるものとし、受注者はこれを最大限に活用できる。

#### (4) 業務の再委託について

- ① 受注者は、全ての業務を第三者に再委託しないこと。業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に千葉市の承認を得なければならない。
- ② 受注者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定める受注者の義務と同様の義務を負わせるとともに、千葉市に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

#### (5) 個人情報等の保護

- ① 受注者は、本業務で知りえた個人情報や、千葉市の事務に関する機密事項を、みだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。本業務委託が終了した後も同様とする。
- ② 業務遂行にあたり、必要となる資料等については、千葉市が妥当と判断する場合のみ受注者に提供する。なお、提供を受けた資料等については、複製・複写を禁ずるとともに、本業務委託終了後に返却するなど、取扱いに十分注意することとする。

### 6 成果品、納期、業務の完了

---

#### (1) 成果品

事業実績報告書 5部

Microsoft Word 若しくは Microsoft Excel、Power Point 等で作成し、CD-ROM でも1枚納品すること。なお、納入時期については、その都度千葉市と協議を行うこと。

#### (2) 納入場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所5階 千葉市総合政策局未来都市戦略部国家戦略特区推進課

#### (3) 業務の完了

本業務の完了は、所定の業務を行い、その成果品を提出して検査を受け、合格したときとする。

### 7 権利関係

---

#### (1) 本業務に基づき作成される成果品等の取扱い

- ① 本業務に基づき作成される成果品等の所有権は、全て千葉市に帰属する。
- ② 受注者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利（著作権）を、千葉市に無償で譲渡するものとする。なお、千葉市の書面による事前の同意を得なければ、同法第18条から第20条までに規定する権利（著作者人格権）を行使することができないものとする。
- ③ 受注者は本業務完了後といえども成果品等に瑕疵が発見された場合には、千葉市の指示に基づいて速やかにその訂正をしなければならない。これに要する経費はすべて受注者の負担とする。

#### (2) 著作権・知的財産権の使用

- ① 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- ② ①にかかわらず、千葉市がその方法を指定した場合は、その限りではない。

### 8 その他

---

- (1) 受注者は、作業スケジュール、作業内容及び作業従事者を明らかにすること。また、業務の進捗状況については、千葉市担当者に適宜報告すること。
- (2) 業務の遂行に起因し、第三者に損害を与え、第三者から苦情があった場合には、受注者において損害賠償、または苦情処理の措置を講ずること。
- (3) 本業務に適用する基準等は、その適用過程を明らかにするとともに、その出典について明記するものとする。
- (4) 本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度、千葉市と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、千葉市は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。